

## 水銀条約交渉代表者へのIPEN文書

2012年12月

皆さん

INC5における水銀条約交渉が近づいているので、IPENは提案されている条約名とそれが討議の結果にどのように関係するのかについての考え方を皆さんと共有したいと思います。

国際水銀条約に水俣条約と命名することは、この条約が、少なくとも部分的には、人間集団での大規模なメチル水銀中毒事件として初めて報告された水俣の悲劇の被害者のことを思い起こし、被害者を敬うことにはなるでしょう。このような名前を持つ条約は、水俣病（汚染された魚や海産物の摂食によるメチル水銀への人の急性曝露として定義される）のような事故が再び将来発生するのを防ぐのに十分であることが期待されます。さらに、そのような条約は、将来水俣のような悲劇が起きたときに適切な対応を義務付けるとともに、世界中の魚や海産物のメチル水銀汚染レベルを大幅に低減するのに十分であることを人々は期待するでしょう。

現在交渉中の条約は、水俣病が将来再びどこかで発生するのを防ぐのに十分ではなさそうである、将来の水俣のような悲劇への適切な対応を義務付けていない、そして世界の魚と海産物中のメチル水銀汚染レベルを低減しそうにないという懸念を表明するために、私たちはこれを書いています。これらの理由のために私たちは、この条約が水俣条約という名前以外の名がつけられることを提案します。

### この水銀条約は、将来の水俣のような悲劇を防ぐであろうか？

水俣の悲劇を起こした原因は、水銀触媒を使用する工業化学プラントが水俣湾に水銀化合物を放出したことでした。現在の条約案は、例えば、塩ビモノマー（VCM）製造における水銀触媒の使用の規制に関して非常に弱いものです。現在交渉中の条約案は、この水銀使用に関する義務的な規制を何も提案していません。さらには、この目的のための水銀触媒の使用に関する報告、及びこの発生源からの水銀排出及び放出に関する報告を要求していません。

現在、世界で最大の水銀用途は人力小規模金採鉱（ASGM）です。ASGMは、それが実施される地域で多大な水銀汚染を引き起し、人の水銀への著しい曝露源となり、ASGM実施場所の近辺や下流の水中では、魚類の高いレベルのメチル水銀汚染がもたらされています。ASGMでの水銀使用を防止する又は規制するために現在提案されている条約の規定は、非常に弱いものです。例えば、現在のテキストは、廃止期日がなくてもASGMで使用するための水銀の量を制限することなく輸入することを許しています。

水俣のような悲劇は、ほとんどが人々の目からは隠されていますが、ASGM実施場所の周辺で既に起きています。水銀触媒が使用されているVCM製造場所の周囲や、下流の地域での人の水銀曝露についてはあまり知られていません。ASGMで使用される水銀や、化学物質製造プラントで触媒として使用される水銀を規制するために、適切で法的に拘束力のある措置をとらない条約は、将来の水俣のような悲劇を防ぐために十分であるとみなすことはできません。

**将来水俣のような悲劇が起きたら、この水銀条約はどのような結果をもたらす**

か？

現在の条約案の分析に基づけば、次のようなことが分かります。

- 自主的な条項なので、汚染された場所を浄化することが求められていない<sup>1</sup>。
- 汚染者が汚染場所の浄化または補償のために支払うことが求められていない<sup>2</sup>。
- 条約は被害者の補償に関する措置について何も含んでいないので、被害者を補償することが求められていない<sup>3</sup>。
- 現在の条項の下では、既存の施設に利用可能な最良の技術（BAT）/ 環境的に最良な慣行（BEP）を適用することが求められていない<sup>4</sup>。
- 締約国が水銀を含む製品又はプロセスの使用の免除延長及び継続を望む場合でも、現状ではそれを説明することが求められていない（現状はカッコ付）<sup>5</sup>。
- たとえ水銀を使用するVCM製造装置により悲劇が起きても、現在の条約案には合意された期限がないので、そのプロセスを止めることはできない<sup>6</sup>。
- 廃棄物を有害であると定義する健康保護値に関するガイダンスがないので、水銀廃棄物を有害であると特性化することが出来ない<sup>7</sup>。
- 健康に関する条項全体が現在、カッコ付（オプション）となっているので、健康に対応する措置をとることが求められていない<sup>8</sup>。
- 国家実施計画は現在の提案ではオプションなので、水銀汚染又は中毒の悲劇を国家計画に含める義務がない<sup>9</sup>。
- 現状の条約案では、[予測可能で]、[十分で]、又は[時宜を得た]という3つの言葉は全てカッコ付（オプション）となっているので、予測可能で、十分で、又は時宜を得た問題に対応するための資金は得られない<sup>10</sup>。

## 水銀条約は、魚類や海産物中のメチル水銀汚染の世界のレベルを著しく低減するか？

多くの国は、多くの新たな石炭火力発電所の建設を含んで国家の発電能力を急速に拡大させています。条約が提案する条項は、操業する石炭火力発電所の数を減らすどころか、むしろその数を増やすように見えます。あるいは、石炭火力発電所に関する水銀規制条項は、この分野の急速な成長によりもたらされる新たな水銀排出を相殺するのに十分な規模で個々の発電所からの水銀排出を低減するようには見えません。

石炭火力発電所からの水銀排出は、まさに世界の水銀汚染の最大の排出源であり、この排出源は増大しているように見えます。ASGMからの水銀排出は世界の水銀汚染の二番目の最大排出源です。この排出源もまた、義務的規制がほとんどありません。その結果、この条約はASGMからの水銀排出を著しく規制するようには見えず、むしろ条約発効後これらの排出量は増大し続けるかもしれせん。

これらのことを合わせて考えると、石炭火力発電所とASGMの両方から排出される水銀排出の予想される増大分は、条約がもたらすかもしれない他の排出源からの水銀排出減少分の合計より大きいように見えます。このことは、世界の水銀汚染はこの新たな水銀条約が発効した後ですら、増大し続けそうであることを意味します。

## その他の懸念

現在の条約案の分析に基づけば、次のようなことが分かります。

- 序文又は目的中で、実際には予防を明示的に述べていない。そのかわり、カッコ付（オプション）の序文の文章がリオ第15原則を挙げて“再確認”している。対照的に、ス

トックホルム条約は、“予防が全ての締約国の懸念の根底にあり、この条約中に埋め込まれていることを認めつつ”と述べている<sup>11</sup>。

- カッコ付の序文テキスト中に、リオ第10原則（情報へのアクセス）又はリオ第13原則（補償）の再確認がない<sup>12</sup>。
- 解体された塩素アルカリ施設を除いて、供給源からの水銀を処理する義務が求められていない<sup>13</sup>。
- VCM製造での水銀使用は依然として許されるので、一次水銀採鉱は完全な禁止ではない<sup>14</sup>。
- 歯科アマルガムの使用は禁止ではなく、ワクチン中の水銀の代替を実施するためのプロセスがない<sup>15</sup>。
- 軍が“必須”であるとみなせば、水銀含有製品の使用は禁止されない。例えば、軍の病院で水銀含有血圧計や体温計の使用が許されることになる<sup>16</sup>。
- 条約のリスト上に記載されているものを除いて、水銀含有製品は禁止されない<sup>17</sup>。
- 現状の条約案には合意された期限がないので、VCM製造での水銀使用が禁止されない<sup>18</sup>。
- 水銀を使用する新しい施設の禁止が明確でない<sup>19</sup>。
- 締約国が水銀を含む製品又はプロセスの使用の免除延長及び継続を望む場合でも、現状ではその説明が求められていない（現状はカッコ付）<sup>20</sup>。
- 現状の条約案では開発途上国は10年間、水銀条約の遵守を遅らせることが出来る<sup>21</sup>。
- ある国が自国にASGMがあることを認めなければ、あるいはそれは重要ではないと言えば、ASGMに対応することを求められない。“重要”であることを決定するためのガイドラインがなく、ASGMに関する第9条の適用は自主的であるからである<sup>22</sup>。
- 水銀の最大の意図的な用途であるASGMで水銀の輸入又は使用の禁止がない<sup>23</sup>。
- ASGMで使用する水銀の輸入に期限又は量の制限がない<sup>24</sup>。
- 水銀の大気放出の全体的削減がない。単に施設毎の削減なので条約を遵守しても施設の数が増えれば水銀汚染は増大する<sup>25</sup>。
- 既存の施設に利用可能な最良の技術（BAT）/ 環境的に最良な実施方法（BEP）を適用することが求められていない<sup>26</sup>。
- 廃棄物焼却（医療廃棄物を含む）からの水銀排出の無視。この状況は開発途上国に特にあてはまる<sup>27</sup>。
- 金属鉱石採鉱から直接的にもたらされる水銀の土壌除染を無視している。現状の条約案は精錬所の金属処理プロセスからの大気排出だけに目を向けている<sup>28</sup>。
- 水銀含有廃棄物の生成を最小にし、防止することが求められていない<sup>29</sup>。

## 結論

IPENは、外交会議代表者がこの国際水銀条約に水俣条約という名前以外の名前を選択するよう提案します。これは、新たな条約は下記のことについて十分ではないように私たちには見えるからです。

- 将来、水俣のような悲劇が世界で起きるのを防ぐこと。
- 将来の水銀による悲劇の被害者は、水俣の被害者と同様な扱いを受けて悲運をたどることがないようにすること。
- 世界のメチル水銀汚染レベルの現状の著しい上昇傾向を下降傾向に逆転すること。

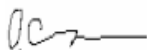
## 最後に－水俣の悲劇

最後に、水俣の悲劇自身について検討します。水俣病が初めて診断されて以来50年以上が経過していますが、被害者のグループはこの悲劇への対応に満足していません<sup>30</sup>。被害者のグループは、全ての被害者が認定され補償されることを望んでいます。彼等は、影響を受

けた地域の人々の包括的な健康調査を望んでいます（このことは未だに実施されていません）。彼等は汚染者負担原則が完全に、そして適切に実施されることを確実にするよう望んでいます。彼等は、水俣湾周辺の汚染地域が浄化されることを望んでいます。最後に、水俣の被害者グループは、被害者が地域社会で安心して暮らしていける医療や福祉の仕組みを確立することを望んでいます。水銀条約がこれらについて何も義務付けていないことは明らかです。

水銀汚染は、人の健康と環境に対する大きな、そして深刻な世界的な脅威であり、この脅威に対する確固とした野心的な国際的な対応が必要です。IPENは、この交渉の結果にかかわらず、人の健康と環境を水銀汚染から守るために活動することに専心します。

私たちの見解を検討いただければ幸いです。



IPEN共同議長  
オルガ・スペランスカヤ  
(Dr. Olga Speranskaya)



IPEN共同議長  
マニー・カロンゾ  
(Mr. Manny Calanzo)

## 参照

- 1 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第14条 汚染サイト 第1項 “各締約国は、水銀又は水銀化合物で汚染されたサイトを特定し、評価するための適切な戦略を開発するよう努力しなくてはならない。”
- 2 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第14条 汚染サイトに示されていない。
- 3 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第14条 汚染サイトに示されていない。
- 4 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第10条 第5項 “既存の排出源については、各締約国は、少なくとも下記措置のひとつを実施することにより排出を管理することを求めなくてはならない。(a)排出を削減するための目標を採用する。(b) 排出制限値又は同等の技術的措置を確立し遵守することを求める。(c) 利用可能な最良の技術と環境のための最良の慣行の利用を求める。”
- 5 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第8条 第1項 “どのような国家も地域経済的統合組織も、附属書C又は附属書Dにリストされている廃止期日からのひとつ又はそれ以上の免除（以降、免除という）を、事務局に書面で下記通知によって登録してもよい。(a) この条約の締約国になること；又は(b) 附属書Cの修正により加えられる水銀添加製品の場合、又は附属書Dの修正により加えられる水銀が使用される製造プロセスの場合には、少なくともその締約国にとって適用可能な修正の発効日以前（に通知して免除を登録）。  
[そのような登録はどれでも、締約国の免除の必要性を説明する記述が伴わなくてはならない。] “
- 6 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第7条 第3項 “各締約国は、ここに示される規定に従い附属書DのパートIIにリストされているプロセス中での水銀又は水銀化合物の使用を削減するための措置をとらなくてはならない。”
- 7 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第14条 汚染サイト第1項 “各締約国は、水銀又は水銀化合物で汚染されたサイトを特定し、評価するための適切な戦略を開発するよう努力しなくてはならない。”
- 8 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第20条 bis 健康面
- 9 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第21条 実施計画 第1項 “[そのようにすべき立場にある]各締約国は、下記を[してもよい。][しなくてはならない。](a)[第0項の下に開発されるひな型に基き、及び締約国の特定の状況に従い、] この条約におけるその義務を満たすための計画を策定し実行すること。”
- 10 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第15条第5節 “その資金は、締約国会議で合意されたように条約の実施のためのこれらのコストに合う[予測可能で、十分に、時宜を得た]資金を提供しなくてはならない。資金の運用は[地球環境ファシリティ][ひとつ又はそれ以上の主体]に委託されなくてはならない。”
- 11 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3 序文p 16、及びストックホルム条約序文
- 12 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3 序文p 16

- 13 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第3条 第5項(b)” 解体された塩素アルカリ製造施設から生じる水銀又は水銀化合物は第13条（水銀廃棄物）にしたがって処分されることを求める。” (c) “第4項 (b) で特定される以外の供給源からの全ての水銀又は水銀化合物に下記を求める。(i) 第13条に従う処分、又は(ii) この条約の下に締約国に許容される用途の目的で使用される。(iii) 第6項にしたがって輸出される。(iv) この条約の下に締約国に許容される用途の目的のために使用される又は輸出されることが意図されている場合、そのような使用又は輸出を行なう前に、第12条（廃棄水銀以外の水銀の環境的に適切な暫定的保管）に示される環境的に適切な方法で保管される。”
- 14 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3第3条 第4項 ” この条約の発効日前に領土内に一次水銀採鉱を持っている各締約国は、この供給源からの水銀又は水銀化合物の輸出、販売、商業流通を下記の場合を除いて許してはならない。(a) 附属書D、パートIIにリストされる用途、又は(b) 第13条（水銀廃棄物）に従う処分”
- 15 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3付属書C パートII；歯科アマルガム；テキスト中にワクチンが既述されていない。
- 16 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3付属書C 脚注：下記の製品カテゴリーはパートIから除外されている。  
(a) 本質的な軍需製品 (b) 科学研究用製品 (c) 文化的/伝統的用途
- 17 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3付属書C パートI；条約テキストは、附属書にリストされているものを除く適法な全ての製品を合法とするポジティブリストアプローチを取っている。
- 18 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第7条 第3項 “各締約国は、ここに示される規定に従い、附属書DのパートIIにリストされているプロセス中での水銀又は水銀化合物の使用を削減するための措置をとらなくてはならない。”
- 19 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第7条 第5項及び第5項alt；カッコ付のテキストは二つのオプションを提案している。ひとつは新たな施設での使用を禁止しており(5)、もうひとつは、その製造プロセスが重要な社会的便益を提供し、締約国の国家及び経済的状况を考慮して、そのような便益を提供することができる経済的に実行可能な水銀を使用しない代替がないことを締約国が示して、締約国会議を満足させることができるなら使用を許す (5alt)。
- 20 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第8条第1項 “どのような国家も地域経済的統合組織も、附属書C又は附属書Dにリストされている廃止期日からのひとつ又はそれ以上の免除（以降、免除という）を、事務局に書面で下記通知によって登録してもよい。(a) この条約の締約国になること；又は(b) 附属書Cの修正により加えられる水銀添加製品の場合、又は附属書Dの修正により加えられる水銀が使用される製造プロセスの場合には、少なくともその締約国にとって適用可能な修正の発効日以前（に通知して免除を登録）。
- [そのような登録はどれでも、締約国の免除の必要性を説明する記述が伴わなくてはならない。] “
- 21 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第8条bis “[開発途上国であるどのような締約国も、この条約の第3条～14条に示される管理措置への遵守を10年遅らせる権利を与えられなくてはならない。]”
- 22 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第9条 第3項 “各締約国は、領土内の人力小規模金採鉱及び処理が些細なものではないということを決めたら、いつでも事務局に報告しなくてはならない。そのように決定する締約国は下記を行なわなくてはならない。”
- 23 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第9条 第5項 “本条項の第3項の規定の対象であり、かつ国内の水銀源が利用できないと決定する各締約国は(a) 本条項の第3項に従い開発される国家行動計画に基づき人力小規模金採鉱での使用のための水銀を輸入してもよい。”
- 24 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第9条 第5項 “本条項の第3項の規定の対象であり、かつ国内の水銀源が利用できないと決定する各締約国は(a) 本条項の第3項に従い開発される国家行動計画に基づき人力小規模金採鉱での使用のための水銀を輸入してもよい。”
- 25 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第10条及び附属書F水銀及び水銀化合物の大気排出源のリスト
- 26 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第10条 第5項 “既存の排出源については、各締約国は、少なくとも下記措置のひとつを実施することにより排出を管理することを求めなくてはならない。(a) 排出を削減するための目標を採用する。(b) 排出制限値又は同等の技術的措置を確立し遵守することを求める。(c) 利用可能な最良の技術と環境のための最良の慣行の利用を求める。”
- 27 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；付属書F 及びGに排出源として示されていない。
- 28 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；付属書F 及びGに排出源として示されていない。
- 29 UNEP(DTIE)/Hg/INC.5/3；第13条廃棄物に示されていない。
- 30 2011年1月23日 水銀条約を“水俣条約”と命名するとの日本政府の提案に対する水俣被害者団体及び支援者団体の声明

[http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/INC2\\_NGO/Minamata\\_Statement\\_110123\\_jp.pdf](http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/INC2_NGO/Minamata_Statement_110123_jp.pdf)